

山口市介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する
基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第3条 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に別記1に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3 実施要綱第4条第2項第1号ア（エ）たすけあいの生活支援サービス（訪問型サービスB）、同条同項同号イ（オ）元気いきいきひろば設置運営事業（通所型サービスB）、同条同項同号ウ（ア）配食見守り支援サービス及び(イ)栄養改善配食サービスに要する費用については、別に定める。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記1（第3条）

1 訪問型サービス（訪問介護相当サービス）

(1) 訪問介護相当サービス費

ア 訪問介護相当サービス費Ⅰ（週1回程度利用）（1月につき）	1172単位
イ 訪問介護相当サービス費Ⅱ（週2回程度利用）（1月につき）	2342単位
ウ 訪問介護相当サービス費Ⅲ（週2回を超える利用）（1月につき）	3715単位

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問介護相当サービス費を算定しない。

注2 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

(2) 初回加算

初回加算（1月につき）	200単位
-------------	-------

注 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において初回加算を算定しない。

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	200単位

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において生活機能向上連携加算を算定しない。

注2 算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(4) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×137/1000
イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×100/1000
ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×55/1000
エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ	ウの90/100
オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ	ウの80/100

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（エ及びオについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）から（3）までにより算定した単位数の合計。なお、エ、オについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において介護職員処遇改善加算を算定しない。

注4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(5) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×63/1000
イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×42/1000

注1 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注2 介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(6) 特別地域加算

特別地域加算(1月につき)	所定単位×15/100
---------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 特別地域加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(7) 小規模事業所加算

小規模事業所加算(1月につき)	所定単位×10/100
-----------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、1月当たりの実利用者が5人以下の指定訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 小規模事業所加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(8) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算(1月につき)	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 訪問型サービス(指定事業者訪問型サービス)

(1) 指定事業者訪問型サービス費

ア 指定事業者訪問型サービス費Ⅰ(週1回程度利用)(1月につき)	1008単位
----------------------------------	--------

イ 指定事業者訪問型サービス費Ⅱ（週2回程度利用）（1月につき）	2014単位
ウ 指定事業者訪問型サービス費Ⅲ（週2回を超える利用）（1月につき）	3195単位

注1 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

(2) 初回コーディネート加算

初回コーディネート加算（1月につき）	160単位
--------------------	-------

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	100単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	200単位

注 算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(4) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×137/1000
イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×100/1000
ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×55/1000
エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ	ウの90/100
オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ	ウの80/100

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問型サービスA-①事業所が、利用者に対し、指定訪問型サービスA-①を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）の単位数。なお、エ、オについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注3 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(5) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×63/1000
イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×42/1000

注1 所定単位は（1）の単位数。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算ⅠまたはⅡを算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注2 介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(6) 特別地域加算

特別地域加算（1月につき）	所定単位×15/100
---------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問型サービスA-①事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所のサービス提供者等が指定訪問

型サービスA-①を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 特別地域加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(7) 小規模事業所加算

小規模事業所加算(1月につき)	所定単位×10/100
-----------------	-------------

注1 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、1月当たりの実利用者が5人以下の指定訪問型サービスA-①事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所のサービス提供者等が指定訪問型サービスA-①を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 小規模事業所加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(8) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算(1月につき)	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定訪問型サービスA-①事業所のサービス提供者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問型サービスA-①を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 訪問型サービス(一般事業者訪問型サービス)

(1) 一般事業者訪問型サービス費

ア 一般事業者訪問型サービス費Ⅰ(提供時間30分まで)(1回につき)	70単位
イ 一般事業者訪問型サービス費Ⅱ(提供時間1時間まで)(1回につき)	120単位

注1 提供時間とは、現に要した時間ではなく、訪問型サービスA-②計画(山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第62条第1項第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の一般事業者訪問型サービスを行うのに要する時間をいう。

(2) 初回コーディネート加算

初回コーディネート加算(1月につき)	200単位
--------------------	-------

4 訪問型サービス(短期集中訪問型サービス)

短期集中訪問型サービス費(1回につき)	876単位
---------------------	-------

5 通所型サービス(通所介護相当サービス)

(1) 通所介護相当サービス費

ア 通所介護相当サービス費Ⅰ(要支援1・要支援2・事業対象者)(1月につき)	1655単位
イ 通所介護相当サービス費Ⅱ(要支援2・事業対象者)(1月につき)	3393単位

- 注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
- ア 376単位
- イ 752単位

(2) 中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

- 注1 指定通所介護相当サービス事業所の従業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所介護相当サービスを行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- 注2 所定単位は（1）の単位数
- 注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(3) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
----------------------	-------

- 注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

(4) 生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
-----------------------	-------

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所介護相当サービス事業所の通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画（山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第41条第1項第2号に規定する通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ アにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

(5) 運動器機能向上加算

運動器機能向上加算（1月につき）	225単位
------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8) 選択的サービス複数実施加算において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。）(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所介護相当サービス基準に適合している指定通所介護相当サービス事業所であること

(6) 栄養改善加算

栄養改善加算（1月につき）	150単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8) 選択的サービス複数実施加算において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画

を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所介護相当サービス基準に適合している指定通所介護相当サービス事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

口腔機能向上加算（1月につき）	150単位
-----------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（8）選択的サービス複数実施加算において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所介護相当サービス基準に適合している指定通所介護相当サービス事業所であること。

(8) 選択的サービス複数実施加算

ア 選択的サービス複数実施加算Ⅰ（1月につき）	480単位
イ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ（1月につき）	700単位

注1 次に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上に掲げる加算は算定しない。また、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

ア ア選択的サービス複数実施加算Ⅰを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施しているこ

と。

b 利用者が指定通所介護相当サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

c 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

イ イ選択的サービス複数実施加算Ⅱを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。

b アb及びcの基準に適合すること。

注2 実施する選択的サービスごとの取り扱いに従い適切に実施していること。

注3 いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。

注4 複数の選択的サービスを組み合わせて実施するにあたって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

(9) 事業所評価加算

事業所評価加算	120単位
---------	-------

注1 別に定員利用、人員基準に適合しているものとして市長に届け出て選択的サービスを行っている指定通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 評価対象期間とは、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）

注3 評価対象期間における指定通所介護相当サービス事業所の利用実人員数が10名以上であること

(10) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算Ⅰイ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	72単位
イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	144単位
ウ サービス提供体制強化加算Ⅰロ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	48単位
エ サービス提供体制強化加算Ⅰロ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	96単位
オ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	24単位
カ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	48単位

注1 次に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基

準に掲げる区分に従い、上に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算Ⅰイを届け出る場合には、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

b 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰロを届け出る場合には、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

b 定員超過基準・人員基準欠如に該当していないこと。

ウ サービス提供体制強化加算Ⅱを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

b 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

注2 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。従って新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

注3 介護福祉士については、各月の前日の末日時点で資格を取得している者とする。

注4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

注5 勤続年数の算定にあたっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

注6 通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

注7 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(11) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	200単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	100単位

注1 イは、運動器機能向上加算を算定している場合

注2 算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(12) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×59/1000
---------------	--------------

イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×43/1000
ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×23/1000
エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ	ウの90/100
オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ	ウの80/100

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（エ及びオについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）及び（4）から（11）までにより算定した単位数の合計。
なお、エ、オについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注3 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

（13）介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×12/1000
イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×10/1000

注1 所定単位は（1）及び（4）から（11）までにより算定した単位数の合計。
算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注2 介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

6 通所型サービス（体と脳の機能アップ教室）

（1）体と脳の機能アップ教室サービス費

ア 体と脳の機能アップ教室サービス費Ⅰ（要支援1・要支援2・事業対象者）（1月につき）	1324単位
イ 体と脳の機能アップ教室サービス費Ⅱ（要支援2・事業対象者）（1月につき）	2714単位

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア 301単位

イ 602単位

（2）中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定通所型サービスA-①事業所の従業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サー

ビス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定通所型サービスA-①を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は(1)の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(3) 居宅内生活支援加算

居宅内生活支援加算(1回につき)	20単位
------------------	------

(4) 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算(1月につき)	240単位
----------------------	-------

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

(5) 生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
-----------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所型サービスA-①事業所の通所型サービスA-①従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA-①計画(山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第52条第1項第2号に規定する通所型サービスA-①計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 通所型サービスA-①計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状態に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ アにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

(6) 運動器機能向上加算

運動器機能向上加算(1月につき)	225単位
------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の

心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(10)選択的サービス複数実施加算において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導ができる者の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-①基準に適合している指定通所型サービスA-①事業所であること。

(7) 栄養改善加算

栄養改善加算(1月につき)	150単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(10)選択的サービス複数実施加算において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業者の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-①基準に適合している指定通所型サービスA-①事業所であること。

(8) 口腔機能向上加算

口腔機能向上加算(1月につき)	150単位
-----------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（10）選択的サービス複数実施加算において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。

- ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- オ 指定通所型サービスA-①基準に適合している指定通所型サービスA-①事業所であること。

（9）事業所評価加算

事業所評価加算	120単位
---------	-------

- 注1 別に定員利用、人員基準に適合しているものとして市長に届け出て選択的サービスを行っている指定通所型サービスA-①事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- 注2 評価対象期間とは、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）
- 注3 評価対象期間における指定通所型サービスA-①事業所の利用実人員数が10名以上であること

（10）選択的サービス複数実施加算

ア 選択的サービス複数実施加算Ⅰ（1月につき）	480単位
イ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ（1月につき）	700単位

注 次に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA-①事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上に掲げる加算は算定しない。また、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア ア選択的サービス複数実施加算Ⅰを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

- a 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。
 - b 利用者が指定通所型サービスA-①の提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。
 - c 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。
- イ イ選択的サービス複数実施加算Ⅱを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。
- a 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
 - b アb及びcの基準に適合すること。

注2 実施する選択的サービスごとの取り扱いに従い適切に実施していること。

注3 いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。

注4 複数の選択的サービスを組み合わせて実施するにあたって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

(11) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算Ⅰイ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	72単位
イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	144単位
ウ サービス提供体制強化加算Ⅰロ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	48単位
エ サービス提供体制強化加算Ⅰロ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	96単位
オ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	24単位
カ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	48単位

注1 次に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA-①事業所が利用者に対し指定通所型サービスA-①を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア サービス提供体制強化加算Ⅰイを届け出る場合には、次のいずれにも適合すること。
 - a 指定通所型サービスA-①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - b 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- イ サービス提供体制強化加算Ⅰロを届け出る場合には、次のいずれにも適合する

こと。

a 指定通所型サービスA-①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

b 定員超過基準・人員基準欠如に該当していないこと。

ウ サービス提供体制強化加算Ⅱを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所型サービスA-①を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

b 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

注2 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。従って新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

注3 介護福祉士については、各月の前日の末日時点で資格を取得している者とする

注4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

注5 勤続年数の算定にあたっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

注6 指定通所型サービスA-①を利用者に直接提供する職員とは、介護職員又は機能訓練指ができる者として勤務を行う職員を指すものとする。

注7 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(12) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	200単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	100単位

注1 イは、運動器機能向上加算を算定している場合

注2 算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

(13) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×59/1000
イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×43/1000
ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×23/1000
エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ	ウの90/100
オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ	ウの80/100

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービスA-①事業所が、利用者に対し、指定通所型サービスA-①を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）の単位数。なお、エ、オについては、給付において廃止される同時期において廃止する。

注3 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

（14）介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×12/1000
イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×10/1000

注1 所定単位は（1）の単位数。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注2 介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

7 通所型サービス（足腰機能アップ教室）

（1）足腰機能アップ教室サービス費

ア 足腰機能アップ教室サービス費Ⅰ（要支援1・要支援2・事業対象者）（1月につき）	1241単位
イ 足腰機能アップ教室サービス費Ⅱ（要支援2・事業対象者）（1月につき）	2545単位

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア 301単位

イ 602単位

（2）中山間地域等提供加算

中山間地域等提供加算（1月につき）	所定単位×5/100
-------------------	------------

注1 指定通所型サービスA-②事業所の従業者等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定通所型サービスA-②を行った場合は、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 所定単位は（1）の単位数

注3 中山間地域等提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

（3）若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
----------------------	-------

（4）生活機能向上グループ活動加算

生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
-----------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループ

に対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所型サービスA-①事業所の通所型サービスA-②従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービスA-②計画（山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第60条第1項第2号に規定する通所型サービスA-②計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 通所型サービスA-②計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状態に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

エ アにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

(5) 運動器機能向上加算

運動器機能向上加算（1月につき）	225単位
------------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8) 選択的サービス複数実施加算において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 専ら機能訓練指導ができる者の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。）(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとに運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職

種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-②基準に適合している指定通所型サービスA-②事業所であること。

(6) 栄養改善加算

栄養改善加算（1月につき）	150単位
---------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8)選択的サービス複数実施加算において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-②基準に適合している指定通所型サービスA-②事業所であること。

(7) 口腔機能向上加算

口腔機能向上加算（1月につき）	150単位
-----------------	-------

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8)選択的サービス複数実施加算において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に

に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 指定通所型サービスA-②基準に適合している指定通所型サービスA-②事業所であること。

(8) 選択的サービス複数実施加算

ア 選択的サービス複数実施加算Ⅰ（1月につき）	480単位
イ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ（1月につき）	700単位

注1 次に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA-②事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、上に掲げる加算は算定しない。また、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

ア ア選択的サービス複数実施加算Ⅰを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。

b 利用者が指定通所型サービスA-②の提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

c 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

イ イ選択的サービス複数実施加算Ⅱを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。

b アb及びcの基準に適合すること。

注2 実施する選択的サービスごとの取り扱いに従い適切に実施していること。

注3 いずれかの選択的サービスを週1回以上実施すること。

注4 複数の選択的サービスを組み合わせて実施するにあたって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

(9) 事業所評価加算

事業所評価加算	120単位
---------	-------

注1 別に定員利用、人員基準に適合しているものとして市長に届け出て選択的サービスを行っている指定通所型サービスA-②事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

注2 評価対象期間とは、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の

日から同年12月までの期間

注3 評価対象期間における指定通所型サービスA-②事業所の利用実人員数が10名以上であること

(10) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算Ⅰイ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	72単位
イ サービス提供体制強化加算Ⅰイ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	144単位
ウ サービス提供体制強化加算Ⅰロ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	48単位
エ サービス提供体制強化加算Ⅰロ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	96単位
オ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1月につき）（要支援1・事業対象者）	24単位
カ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1月につき）（要支援2・事業対象者）	48単位

注1 次に掲げる基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所型サービスA-②事業所が利用者に対し指定通所型サービスA-①を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、上に掲げる所定単位数を加算する。ただし、上に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、上に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算Ⅰイを届け出る場合には、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所型サービスA-②事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

b 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰロを届け出る場合には、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所型サービスA-②事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

b 定員超過基準・人員基準欠如に該当していないこと。

ウ サービス提供体制強化加算Ⅱを届け出る場合は、次のいずれにも適合すること。

a 指定通所型サービスA-②を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

b 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

注2 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。従って新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能

となるものであること。

注3 介護福祉士については、各月の前日の末日時点で資格を取得している者とする
こと。

注4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

注5 勤続年数の算定にあたっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人
の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設においてサービスを利用
者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

注6 指定通所型サービスA-②を利用者に直接提供する職員とは、介護職員又は機
能訓練指ができる者として勤務を行う職員を指すものとする。

注7 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(11) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき）	200単位
イ 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき）	100単位

注1 イは、運動器機能向上加算を算定している場合

注2 算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機
能向上連携加算の取扱に準ずる。

(12) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×59/1000
イ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位×43/1000
ウ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位×23/1000
エ 介護職員処遇改善加算Ⅳ	ウの90/100
オ 介護職員処遇改善加算Ⅴ	ウの80/100

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実
施しているものとして市長に届け出た指定通所型サービスA-②事業所が、利用
者に対し、指定通所型サービスA-②を行った場合は、当該基準に掲げる区分に
従い、上に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、上に掲げるいずれか
の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

注2 所定単位は（1）の単位数。なお、エ、オについては、給付において廃止され
る同時期において廃止する。

注3 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位×12/1000
イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位×10/1000

注1 所定単位は（1）の単位数。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に
当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とす
る。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は
算定しない。

注2 介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

8 通所型サービス（教室型運動ショートプログラム）

(1) 教室型運動ショートプログラムサービス費

ア 教室型運動ショートプログラムサービス費Ⅰ（対象者1～5人）（1回につき）	1275単位
イ 教室型運動ショートプログラムサービス費Ⅱ（対象者6～10人）（1回につき）	2550単位
ウ 教室型運動ショートプログラムサービス費Ⅱ（対象者11～15人）（1回につき）	3825単位
エ 教室型運動ショートプログラムサービス費Ⅱ（対象者16～20人）（1回につき）	5100単位

(2) 送迎加算

ア 送迎加算Ⅰ（対象者1～10人）（1回につき）	500単位
イ 送迎加算Ⅱ（対象者11～20人）（1回につき）	1000単位

9 通所型サービス（短期集中通所型サービス）

短期集中通所型サービス費（1回につき）	361単位
---------------------	-------

10 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント費

ア 介護予防ケアマネジメント費(Ⅰ)（原則的なケアマネジメント）（1月につき）	431単位
イ 介護予防ケアマネジメント費(Ⅱ)（簡略化したケアマネジメント）（1月につき）	431単位
ウ 介護予防ケアマネジメント費(Ⅲ)（1回につき）（初回のみ）	431単位

(2) 初回加算

初回加算（1月につき）	300単位
-------------	-------

別表第1（第3条）

サービス種類	1単位の単価
訪問型サービス（第1号訪問事業）	10円
通所型サービス（第1号通所事業）	10円
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	10円